

第4号議案

教育財産管理規則の一部改正について

教育財産管理規則（昭和55年宮城県教育委員会規則第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月25日提出

宮城県教育委員会教育長 伊東 昭代

教育財産管理規則の一部を改正する規則
 教育財産管理規則（昭和五十五年宮城県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
 第十二条を次のように改める。
 第十二条 削除

様式第一号の二及び様式第一号の三中

「連帯保証人 住所
 (ふりがな)
 氏名又は名称

⑤

を削り、様式第一

「

2 借受人及び保証人			
借受人	住 所		
	氏名又は名称		
保証人	住 所		
	氏名又は名称		

号の四中

を

「

2 借受人	
住 所	
氏名又は名称	

に改め、様式第二号から様式第

五号までの規定中

連帯保証人	住 所
	(ふりがな)
	氏名又は名称
	㊦

を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第十二条の規定により担保を提供させ、又は保証人を立てさせている教育財産の使用の許可については、なお従前の例による。

教育財産管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	現行	備考
<p>第一条～第十一条 (略)</p> <p>第十二条 削除</p>	<p>第一条～第十一条 (略)</p> <p>(使用許可の担保)</p> <p>第十二条 教育財産の使用の許可を受けようとする者からは、必要があるとき認めるときは、相当の担保を提供させ又は保証人を立てさせるものとする。</p> <p>2 前項の担保は、次に掲げるものの中から提供しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 国債証券又は地方債証券</p> <p>二 政府の保証のある債権</p> <p>三 前二号以外の有価証券で、換価が容易かつ确实と認められるもの</p> <p>3 第一項の規定により保証人を立てる場合は、教育財産の使用の許可を受けようとする者は、次の各号の一に該当する者を連帯保証人として使用許可申請書に連署させなければならない。</p> <p>一 県内に居住し、引き続き二年以上固定資産税三千円以上を納入した者</p> <p>二 県内に居住し、固定した収入をもって独立の生計を営む者で、 適当と認めるもの</p> <p>4 教育財産の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が提供した担保又は連帯保証人を変更しようとするときは、教育長又は教育機関の長の承認を受けなければならない。</p> <p>第十三条～第二十一条 (略)</p>	<p>削除</p>

様式第一号の2(第7条の5関係)

教育財租借受変更申請書

年 月 日

宮城県教育委員会教育長
教育機関の長

申請人 住 所
(よりの) 氏名又は名称

⑩

教育財租借受けについて、下記により契約変更をしたいのをお願ひします。

記

- 1 契約締結年月日
- 2 借受財産の所在地、区分、面積又は数量
- 3 使用目的
- 4 契約変更の理由(具体的に)

備考 必要に応じて関係書類を添付すること。

様式第一号の2(第7条の5関係)

教育財租借受変更申請書

年 月 日

宮城県教育委員会教育長
教育機関の長

申請人 住 所
(よりの) 氏名又は名称

連帯保証人 住 所
(よりの) 氏名又は名称

⑩

教育財租借受けについて、下記により契約変更をしたいのをお願ひします。

記

- 1 契約締結年月日
- 2 借受財産の所在地、区分、面積又は数量
- 3 使用目的
- 4 契約変更の理由(具体的に)

備考 必要に応じて関係書類を添付すること。

様式第1号の3(第7条の9関係)

り 災 等 届

年 月 日

宮城県教育委員会教育長
教 育 機 関 の 長 殿

申 請 人 住 居 所
(ふりがな)
氏名又は名称

印

教育借受財産を下記のとおり滅失(毀損)しましたのでお届けします。

記

- 1 契約締結年月日
- 2 借受財産の所在地、区分、面積又は数量
- 3 滅失(毀損)の程度
- 4 滅失(毀損)による損害見積額
- 5 滅失(毀損)の理由(具体的に)

備考 現簿写真を添付すること。

様式第1号の3(第7条の9関係)

り 災 等 届

年 月 日

宮城県教育委員会教育長
教 育 機 関 の 長 殿

申 請 人 住 居 所
(ふりがな)
氏名又は名称

連帯保証人 住 居 所
(ふりがな)
氏名又は名称

印

教育借受財産を下記のとおり滅失(毀損)しましたのでお届けします。

記

- 1 契約締結年月日
- 2 借受財産の所在地、区分、面積又は数量
- 3 滅失(毀損)の程度
- 4 滅失(毀損)による損害見積額
- 5 滅失(毀損)の理由(具体的に)

備考 現簿写真を添付すること。

様式第2号(第8条関係)

教育財産使用許可申請書

年 月 日

宮城県教育委員会教育長
教育機関の長 殿

申請人 住 所
(ふりがな)
氏名又は名称

印

下記のとおり教育財産の使用許可を得たいので必要書類を添えて申請します。

記

- 1 財産の所在 備考
- 2 財産の区分 1 申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付すること。
(1) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し。
- 3 面積又は数量 (2) 暴力団等に関する書類
- 4 使用目的 (3) その他教育長又は教育機関の長が必要とする書類
2 申請人が個人である場合においては、本人確認を行うため、申請人の運転免許証または申請人が本人であることを確認するに足りる書類等を含め添付すること。
- 5 使用希望期間
- 3 使用期間の満了後、引き続き前回の使用許可の内容と同一の内容で使用許可を受けようとする場合には、1 (1) に掲げる書類の添付又は別に規定する書類の添付を省略することができる。

様式第2号(第9条関係)

教育財産使用許可申請書

年 月 日

宮城県教育委員会教育長
教育機関の長 殿

申請人 住 所
(ふりがな)
氏名又は名称
運転免許証人 住 居
氏名又は名称

印

下記のとおり教育財産の使用許可を得たいので必要書類を添えて申請します。

記

- 1 財産の所在
- 2 財産の区分
- 3 面積又は数量
- 4 使用目的
- 5 使用希望期間
- 備考
- 1 申請書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付すること。
(1) 申請人が法人である場合においては、申請人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し。
(2) 暴力団等に関する書類
- 2 申請人が個人である場合においては、本人確認を行うため、申請人の運転免許証または申請人が本人であることを確認するに足りる書類等を含め添付すること。
- 3 使用期間の満了後、引き続き前回の使用許可の内容と同一の内容で使用許可を受けようとする場合には、1 (1) に掲げる書類の添付又は別に規定する書類の添付を省略することができる。

様式第3号(第11条関係)

教育財産使用料減免申請書

宮城県教育委員会教育長
教育機関の長

年 月 日

申請人 住 所
(ふりがな)
氏名又は名称

記

下記のとおり教育財産使用料の減免を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

- 1 財産の所在
- 2 財産の区分
- 3 面積又は数量
- 4 使用目的
- 5 使用希望期間
- 6 減免申請の理由

様式第3号(第11条関係)

教育財産使用料減免申請書

宮城県教育委員会教育長
教育機関の長

年 月 日

申請人 住 所
(ふりがな)
氏名又は名称

運搬保証人 住 所
(ふりがな)
氏名又は名称

記

下記のとおり教育財産使用料の減免を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

- 1 財産の所在
- 2 財産の区分
- 3 面積又は数量
- 4 使用目的
- 5 使用希望期間
- 6 減免申請の理由

様式第5号(第17条関係)

り災等届

年 月 日

宮城県教育委員会教育長
教 育 機 関 の 長

申請人 住 所
(ふりがな)
氏名又は名称

(印)

教育財産が下記のとおり滅失(毀損)したのをお知らせします。

記

- 1 使用許可物件の所在地、種類、面積又は数量
- 2 使用許可年月日
- 3 滅失(毀損)事由発生日
- 4 滅失(毀損)の原因
- 5 滅失(毀損)の程度
- 6 損害見積額

添付書類 現況写真等

様式第六号 (略)

様式第5号(第17条関係)

り災等届

年 月 日

宮城県教育委員会教育長
教 育 機 関 の 長

申請人 住 所
(ふりがな)
氏名又は名称

連帯保証人 住 所
(ふりがな)
氏名又は名称

(印)

教育財産が下記のとおり滅失(毀損)したのをお知らせします。

記

- 1 使用許可物件の所在地、種類、面積又は数量
- 2 使用許可年月日
- 3 滅失(毀損)事由発生日
- 4 滅失(毀損)の原因
- 5 滅失(毀損)の程度
- 6 損害見積額

添付書類 現況写真等

様式第六号 (略)

教育財産管理規則の一部改正の概要

1 改正理由

教育財産の目的外使用許可については、担保の提供等を必要としていないことから、実状に合わせ、関係規定を削除するとともに、関係様式等について改正を行おうとするもの。

2 改正内容

- (1) 教育財産管理規則第12条（使用許可の担保）の規定を削除するとともに、教育財産の目的外使用許可に関する様式について、所要の改正を行うもの。
- (2) 教育財産の貸付けに関する様式について、所要の改正を行うもの。

3 施行年月日

令和2年4月1日